

鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

(家裁第26回)

1 開催日時

平成28年5月19日(木) 午後1時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 廣谷章雄(委員長), 石井佳世, 植之原邦彦, 川崎聡子, 木下慎吾,
實吉国盛, 竹田涼子, 永山一秀, 福澤純治, 宮之原里佳

(家裁委員) 廣谷章雄(委員長), 上原大祐, 内田大介, 内山恵一, 小田裕徳,
川田雅子, 馬場竹彦, 春口大志, 宮寄秀典

(五十音順)

4 議事

(1) 自己紹介

(2) テーマ

ア 地裁委員会「裁判所における手続案内について」

イ 家裁委員会「親子関係, 子どもの養育環境をめぐる紛争の現状について」

(3) 議事

別紙のとおり

(4) 次回期日

平成28年11月17日(木) 午後1時30分から午後5時まで

(5) 次回テーマ

未定

家裁委員会テーマ「親子関係，子どもの養育環境をめぐる紛争の現状について」の質問・意見交換

1 「親子関係，子どもの養育環境をめぐる紛争の現状について」

概要の説明

鹿児島家庭裁判所主任家庭裁判所調査官 春 田 美奈子

2 質疑

(委員長) 両親の離婚の影響が子どもになるべく及ばないように裁判所は工夫して手続を行っているが，その工夫について，ご意見ご感想を伺いたい。

(委員) 弁護士の立場として，裁判所の取組や悩みについては，共感できる。私の依頼者にも，「子どもの親権を含め，あなたが希望したから，あなたの所に行くわけではない。当然，子どものことを第一に考えて裁判所も判断している。」と説明しているが，当事者は，自分が一番に子どものことを考えているとお互い主張したが，当事者同士で正しい判断がしづらく，弁護士も子どもに関する正しい見解というのはつかみにくい。

その点，裁判所には調査官がいて，直接子どもと面会して，法的立場だけではなく，心理学の知見や面接技法など色々な手法を駆使して，子どもの真意に近づける工夫をしているので，当事者の見方とはまた違う見方ができると感じたし，こういうトラブルには調査官の力が不可欠と感じた。

また，当事者に調査結果が開示されることも重要だと感じた。調査結果を，当事者が今後の手続の進め方の判断材料にしたり，代理人が調査結果の意味を当事者に説明し，問題の解決につなげていきたい。

調査官が関与するかどうかをどういう基準で決めているのか，また，事件によって調査の程度が違うのか伺いたい。

(説明者) 調査官が関与するかどうかは、調停を始める前に裁判官が書類を精査して、その内容が子どもの利益に深くかかわりそうであれば調査官を関与させる。調停で浮かび上がった子どもの問題や両親の争点のはっきりしてくると調査の対象が見えてくる。関与の程度としては、両親だけの調査でいいのか、子どもを調査対象とするのか、きょうだいがいる場合、どの子どもの調査が必要なのか、更に、監護補助者である祖父母等に話を聞くか、また、学校や保育園まで行って話を聞くかどうかという違いがある。

(委員) 両親がどちらも親権が欲しいと言った場合、最終的には、子どもの判断になるのか。誰が判断するのか。

(説明者) 最終的に判断するのは、調停だと調停委員会であり、裁判だと裁判官である。年齢が上の子どもには、「親権者」の概念まで説明して子どもの意見を聞くが、希望が必ず通ると思込ませないように、初めにきちんと説明をしてから意見を聞くようにしている。

(委員) 幼児には、どう説明しているのか。

(説明者) 年齢の低い子供には、裁判所や調査官については、「お父さんとお母さんが話合いをしていて、わたしはその話合いのお手伝いをしているんだよ。」という説明をしている。

親権者についての質問は、「誰と一緒に暮らしたいか。」というような選択をさせるような聞き方はせず、幼稚園での様子や友達との関係などの周辺状況や、規則正しい生活ができているかどうかを聞きながら、子どもの意思をくんでいる。

(委員) 子どもが複数人いたら、どの子をどちらの親へというような振り分けの問題もあるのか。

(説明者) よくある。兄弟分離の問題は難しく、いつも悩ましく思うが、やはり年齢が上の子どもは、その子の意思が重要視され、年齢の低い

子どもは学校への適応状況や生活状況が重要視されているように思われる。

(委員) このDVDを見ると、離婚は子どもに悪い影響を与えるので離婚はするなど言っているように感じた。それよりも、より良い離婚をするにはどうすればよいか、例えば、両親がピリピリしている中でも、子どもへの声掛けの仕方をどうするかというような、離婚を前向きに考えるための心理教育がいいのではないかと感じる。特に、DV被害者は子どもへの影響を考えて離婚はしたらいけないと考え、離婚に踏み切れない方が多いので、そういう方には悪影響ではないだろうか。

また、離婚問題の影響で、DVDのように子どもが過剰適応になってしまうこともあれば、反対に、問題行動を起こすこともあるというような様々な例を出した方が、わかりやすいのではないだろうか。

そして、両親に離婚問題の相談先があるのかを確認し、なければカウンセリングや相談先を紹介してあげてもよいのではないか。

(説明者) 確かにこのDVDは視聴した方への影響がすごく大きいので、実際は誰にでも視聴してもらうわけではなく、相手の状況等を判断した上で、効果的なタイミングを見計らって視聴させている。

相談先等の紹介や、両親へのアドバイスについては、全国のいくつかの家庭裁判所では親教育というカリキュラムに取り組んでいるという話も聞いており、今後、鹿児島でも取り組んでいきたいと思っている。

(委員長) 親教育の具体的な取組は何か。

(大杉首席調査官)

大阪家庭裁判所では、離婚件数が多いことから集団への親教育を

行っていた。調停の前に当事者に来てもらい、DVDの視聴や、調査官のプレゼンテーションを聞いてもらっていた。

それにより、すぐに調停が解決するというわけではないが、親としての視点で離婚を考えてもらえることが増えた。

(委員) 虐待まではいかないが、親元にいたら子どもに悪影響が及ぶような場合、親元から引き離すという判断をすることがあるのか。

(説明者) 家庭裁判所から児童相談所に通告したような経験はないが、両親ともに養育上の問題がある場合には、大抵、児童相談所が関わっていることが多いので、連携をとりながら調停を進めている。

(委員) 子どもが、同居している親に気を使って正直な意見を言えないことや、年齢が上になるほど自分の発言の影響を理解し、正直な意見を言えないこともあるのではないか。

(説明者) よくある。そのような事案のときは、とにかく説明を尽くすようにしている。別居する親に会いたいとなかなか言い出せない場合には、「離れて暮らす親に会いたいと思うのは普通のことだよ。」「子どもはお父さんのこともお母さんのことも好きなのが普通なんだよ。」という説明をしている。

同居している親をかわいそうに思い、別居中の親と住みたいと言い出せないような事案もあるが、そのようなときは、子ども自身の配慮もあるだろうといった分析をした上で報告書を作成している。

(委員) 事件が長引くときの調査官の調査はどの程度なのか。定期的に面談をするのか。

(説明者) 通常は、調停の期日を既に何度か経た途中で調査命令が出され、1度か2度、子どもと面談し、報告書を作成することになる。その後、調停では解決せずに、離婚訴訟となり、長期的なものになると、裁判官から改めて調査命令が出ることもある。

(委員長) 調停で離婚をした方がよい事案であるのに、裁判所の敷居が高いイメージ等から協議離婚をすることも多いように思うが、何か解消する方法はないか。

(委員) 調停はすごく時間がかかるというのが世間のイメージだと思う。

DVD等で、子どもがいる場合の調停はどの位の時間がかかるのかや、調停で終わる事案と訴訟まで進む事案の割合をお知らせしたり、調停を進める中で、調停では解決しづらく、訴訟の方が早期解決できると裁判官が判断した場合には、調停は不成立で早めに終結して、訴訟の方に誘導することも良いのではないか。

(委員) 調停は難航しているが、訴訟をしたからといって必ずしも早期解決に至るわけではないという中で、調停で合意できるなら調停で解決したいという当事者の意向も多く、事案に応じて当事者の意向や子どもへの影響を考えながら、解決していくのが大事だと感じている。

また、事案に応じて問題点は様々であるが、先行して解決できる問題は先に調停で解決し、最後まで残った問題を訴訟でというような、先に見える手続を行っている。

(委員) 調停への垣根を低くするために、市民相談センターや子育て支援施設の相談員に調査官の存在や調停の取組を周知した方が良いのではないか。

(委員) 調停の具体的な説明について、裁判所で広報は何かしているのか。

(大杉首席調査官)

調停制度については、裁判所のホームページやパンフレットを関係機関に置いてもらうことで広報を行っている。